

令和 8 年第 8 回霧島市農業委員会定例会総会	
日 時	令和 8 年 8 月 31 日（月） 14：30～15：15
出席農業委員 （19 名）	1 番 有 村 祐 亮 2 番 岡 村 勝 敏 3 番 鎌 田 陽 一 （会長職務代理者） 4 番 中 園 真 一 5 番 上 原 雄 二 6 番 清 水 和 子 7 番 尾 谷 光 幸 8 番 長 崎 恵里子 9 番 笹 峯 久 雄 10 番 常 盤 信 一 11 番 二月田 努 12 番 竹ノ内 裕 子 13 番 中 村 優 志 14 番 相 良 悟 15 番 肥 後 亮 子 16 番 東 鶴 昭 雄 17 番 山之内 悟 18 番 今 村 浩 一 19 番 槐 島 睦 夫 （会 長）
欠席委員 （0 名）	
事務局	事務局長 尾辻 グループ長 横山 主査 堀之内 主任主事 船盛 主事 福迫
議事日程	「事務局報告」 1 「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」について 2 「農地利用変更届」について 3 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について 5 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について 6 「非農地証明願」について

開 会 14 時 30 分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは、令和 8 年第 8 回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は 19 名です。よって本会は、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、出席委員が過半数に達しているため、会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布しました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員を議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしと認めます。本日の議事録署名委員は、3 番委員と 4 番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それでは議事に入ります。

△ 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」について議題とします。農用地利用集積等促進計画案の意見決定をするため審議を求めます。今月は、所有権移転 6 件、中間管理権設定 22 件について市長から意見を求められております。 また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 26 件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されましたので、事務局へ一括報告を求めます。事務局。
事務局	議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律の所有権移転 6 件、筆数 10 筆、面積 23,025 ㎡、利用権設定 22 件、筆数 31 筆、面積 53,479 ㎡。このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件要件を満たしており妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」につきましては、承認すると意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、承認すると意見決定し、その旨を市長に答申します。

△ 議案第 2 号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	次に、議案第 2 号「農地利用変更届」について議題とします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が 2 件提出されておりますので、審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。国分 1 を 18 番委員。
18 番委員	2 号 1 番。届出地は、久保田公民館の南西に位置し、現況は畑である。利用変更目的は、田に土を入れて畑として使用するものであり、既に実行済である。周囲の農地や用排水路に及ぼ

	す影響はないと思われる。以上のような理由により、届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園 2 を 6 番委員。
6 番委員	2 号 2 番。届出地は、坂下自治公民館の北東に位置し、現況は畑である。利用変更目的は、440 m ² のうち 180 m ² を農業用倉庫として利用するものであり、既に実行済である。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 2 号「農地利用変更届」につきましては、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定しました。

△ 議案第 3 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 10 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。国分 2 を 3 番委員。
3 番委員	3 号 2 番。申請地は、牧之原小学校の南東に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、国分 3 を 10 番委員。
10 番委員	3 号 3 番。申請地は、馴松公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 4 を 12 番委員。
12 番委員	3 号 4 番。申請地は、霧島市消防局隼人分遣所の北東に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、隼人 5 を 13 番委員。
13 番委員	3 号 5 番。申請地は、隼人東インターチェンジの南東に位置し、現況は田である。申請地には、受人が令和 16 年 3 月までの使用収益権を設定しているが、今回の申請にあたり同時解約申請が提出されている。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

議長（会長）	次に、溝辺 6 を 14 番委員。
14 番委員	3 号 6 番。申請地は、下桑ノ丸公民館の南東に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川 7 を 2 番委員。
2 番委員	3 号 7 番。申請地は、横川警察署の南に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園 8 と牧園 9 を 6 番委員
6 番委員	3 号 8 番。申請地は、1 筆が坂下公民館の南東、1 筆が川床公民館の北東、2 筆が三体幼稚園の北東に位置し、現況は茶畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3 号 9 番。申請地は、坂下公民館の東に位置し、現況は茶畑である。申請地には、※※さんが、令和 12 年 6 月までの使用収益権を設定しているが、今回の申請にあたり同時解約申請が提出されている。受人の※※さんは 4 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、牧園 10 を 8 番委員。
8 番委員	3 号 10 番。申請地は、牧園石坂運動場の北西に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島 11 を 7 番委員。
7 番委員	3 号 11 番。申請地は、梅ノ木自治公民館の南西に位置し、現況は茶畑及び一部に果樹が植えてある状態である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕

議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。
--------	--------------------------------

△ 議案第 4 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第 4 条の規定による許可申請が 4 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告をお求めます。隼人 1 を 9 番委員。
9 番委員	4 号 1 番。申請地は、空港公園の南に位置し、現況は茶保管庫等である。なお、申請地は、令和 8 年 2 月に 5 条許可を受けたが、それ以前の平成 27 年に 3 条許可により所有権移転していたため、令和 8 年 2 月の 5 条許可を取消し、今回改めて 4 条申請を行う旨の経緯書が添付されている。農地区分は、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当するものと思われる。転用目的は、茶保管庫 3 棟、加工施設 2 棟を建設するものであり、既に実行済である。また、隣接地の 5 条許可地及び宅地の 1,223.97 m ² を一体利用するもので、全体計画面積は 1,459.97 m ² である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用その他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分 3 を 3 番委員。
3 番委員	4 号 3 番。申請地は、新川公園の南に位置し、現況は駐車場である。なお、平成 18 年から平成 23 年頃、駐車場にしてしまったという経緯書が添付されている。農地区分は、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、貸駐車場にするものであり、既に実行済である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺 4 を 11 番委員
11 番委員	4 号 4 番。申請地は、宮川内公民館の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山 5 を 15 番委員。
15 番委員	4 号 5 番。申請地は、福地地区ふれあい館の南西に位置し、現況は一部山林である。なお、年月日不詳で一部植林してしまったという経緯書が添付されている。農地区分は、第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、山林にするものであり、既に一部実行済である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕

議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は、許可とすることに決定しました。
--------	---------------------------------

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が15件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。国分1、国分2を8番委員。
8番委員	5号1番。申請地は、こがのもりコミュニティ広場の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、車置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 5号2番。申請地は、こがのもりコミュニティ広場の南西に位置し、現況は車置場である。なお、年月日不詳に造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、車置場にするものであり、既に実行済である。また、隣接地5条申請地及び雑種地の2,928㎡を一体利用するもので、全体計画面積は4,547㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人3を10番委員。
10番委員	5号3番。申請地は、県営隼人団地の南に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺4を9番委員。
9番委員	5号4番。申請地は、横頭公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は、資材置場・駐車場を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は、令和8年9月4日から令和9年3月31日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分5を3番委員。
3番委員	5号5番。申請地は、市営住吉団地の北に位置し、現況は資材置場である。なお、平成20年頃資材置場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地分譲4区画を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、国分6を10番委員。
10番委員	5号6番。申請地は、国分中央高等学校小畑実習農場の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、

	宅地分譲2区画を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の宅地 238.02 m²を一体利用するもので、全体計画面積は 497.02 m²である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、国分7と国分8を17番委員
17番委員	5号7番。申請地は、川内地区コミュニティセンターの北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 5号8番。申請地は、下井地区集会所の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第2種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。転用目的は、建築条件付売買予定地1区画を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人9と隼人10を13番委員。
13番委員	5号9番。申請地は、小浜小学校の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、車置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の宅地・雑種地 4,647 m²を一体利用するもので、全体計画面積は、7,131 m²である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 5号10番。申請地は、小田東公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第2種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。転用目的は、建築条件付売買予定地4区画・通路を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、隼人11を5番委員。
5番委員	5号11番。申請地は、市営天降川団地の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の宅地 42.96 m²を一体利用するもので、全体計画面積は、1,819.96 m²である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、隼人12を12番委員。
12番委員	5号12番。申請地は、山下公園の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第3種農地の300m以内農地に該当するものと思われる。転用目的は、建売住宅3棟・通路を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川13と横川14を2番委員。
2番委員	5号13番。申請地は、二牟礼集落センターの東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、蓄電施設を建設する

	ものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 5号14番。申請地は、二牟礼集落センターの東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、蓄電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山15を19番委員に代わり、15番委員。
15番委員	5号15番。申請地は、樗木段住宅の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、第3種農地の街区内4割超宅地化農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。

△ 議案第6号 「非農地証明願」について

議長（会長）	次に、議案第6号「非農地証明願」について議題といたします。当委員会に対し、非農地証明願が4件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。国分1を10番委員。
10番委員	6号1番。願出地は、豊北公民館の東に位置し、現況は宅地である。農地区分は、第2種農地に該当するものと思われる。非農地となった時期については、非農地証明願添付資料等により、20年以上前から、隣接する宅地と一体利用され、宅地の状態であったことが確認されている。証明基準該当事由は、建築物の敷地として相当なもので、農地への復元が著しく困難であり、かつ、建築後20年以上経過しているものに該当するものと思われます。周辺農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはない。また、隣接農地への被害防除等に問題はない。以上のような理由により、非農地として認定することはやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、国分2と国分3を17番委員。
17番委員	6番2号。願出地は、国分漁港の西に位置し、現況は山林原野である。農地区分は、第3種農地に該当するものと思われる。非農地となった時期については、非農地証明願添付資料等により、年月日不詳ではあるが、耕作放棄され山林原野の状態であったことが確認されている。証明基準該当事由は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地に該当するものと思われます。周辺農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはない。また、隣接農地への被害防除等に問題はない。以上のような理由により、非農地として認定することはやむを得ないと思われる。

	6 番 3 号。願出地は、国分インターチェンジの北東に位置し、現況は山林原野である。農地区分は、第 3 種農地に該当するものと思われる。非農地となった時期については、非農地証明願添付資料等により、年月日不詳ではあるが、耕作放棄され山林原野の状態であったことが確認されている。証明基準該当事由は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地に該当するものと思われます。周辺農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはない。また、隣接農地への被害防除等に問題はない。以上のような理由により、非農地として認定することはやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、横川 4 を 2 番委員。
2 番委員	6 号 4 番。願出地は、二牟礼集落センターの東に位置し、現況は山林原野である。農地区分は、第 2 種農地に該当するものと思われる。非農地となった時期については、非農地証明願添付資料等により、年月日不詳ではあるが、耕作放棄され山林原野の状態であったことが確認されている。証明基準該当事由は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地に該当するものと思われます。周辺農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはない。また、隣接農地への被害防除等に問題はない。以上のような理由により、非農地として認定することはやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 6 号「非農地証明願」につきましては、願出地が農地でないと判定し、証明することに、賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長(会長)	全員賛成です。よって本案件は、証明することに決定いたしました。 以上で、令和 8 年第 8 回霧島市農業委員会定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。次に、その他はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ないので、令和 8 年第 8 回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉 会 15 時 15 分